●災害関連の融資制度のご案内（厚真町独自の融資制度です。）

平成３０年北海道胆振東部地震により被災した町内の中小企業等の早期復旧と経営の安定を図るため新たに融資制度を制定しました。

１　制度名　　　　厚真町中小企業災害復旧資金融資制度（災害融資）

２　融資対象者

平成３０年９月６日に発生した胆振東部地震の直接又は間接被害により、経営に影響を受けている者で、町内に独立した事務所、工場または店舗を有する中小企業等協同組合等であって、かつ町税を完納している者とします。

３　資金使途　　　運転資金・設備資金（併用可）

４　融資限度額　　１中小企業等あたり２，０００万円

５　融資期間　　　運転資金の場合５年（据置１年以内）
設備資金の場合１０年（据置２年以内）

６　融資利率　　　年１．１％（固定金利）

７　返済方法　　　元金均等償還または元利均等償還

８　取扱金融機関　苫小牧信用金庫

９　その他取扱　　担保、信用保証等は取扱金融機関の定めによります。

１０　取扱期間　　２０２０年３月３１日まで（借り入れ日）

１１　申込方法　　厚真町商工会が発行する厚真町制度資金斡旋書に直近の町税納税証明書等を添付して金融機関に提出し、金融機関の所定の手続きにより申し込むものとします。
※金融機関及び保証協会において融資（保証）審査上、別途書類が必要となる場合があります。なお、審査の結果によっては、ご融資出来ない場合があります。

１２　問い合わせ先

①　厚真町産業経済課　経済グループ　電話：0145-27-2486

②　苫小牧信用金庫　厚真支店　電話：0145-27-2236

③　厚真町商工会　電話：0145-27-2456